

A photograph of a waterfall cascading over rocks in a lush, green forest. The water is blurred, creating a sense of motion. The background is filled with dense foliage and trees.

# RESPOND – レジリエントで持続 可能なポートフォリオ

2022 年責任投資慣行レビュー

# 謝辞

## 執筆者:

Aveline Chan, Michelle Loi, Anders Nordheim

WWF シンガポールは、以下の皆様のこれまでおよび現在のご支援に感謝いたします。

Benedict Lau, Nigel Tan, Marie Gauthie, Chiang Pei Yi, Lee Chin Shian, Sylvain Augoyard

## 連絡先:

Aveline Chan, WWF シンガポール  
バイスプレジデント、[achan@wwf.sg](mailto:achan@wwf.sg)

本報告書は以下の一環で作成されました:

[アジア・サステナブルファイナンス・イニシアチブ](#)

WWF シンガポールは、良き成長パートナーシップ (GGP) の一環として本報告書に関する資金援助を行ってくださった地球環境ファシリテーター (GEF) に謝意を表します。



本報告書に示した見解は、すべて執筆者が責任を負うものであり、必ずしも GEF または GGP の考えを反映しているものではありません。

## 制作・デザイン:

Catherine Perry ([swim2birds.co.uk](http://swim2birds.co.uk))

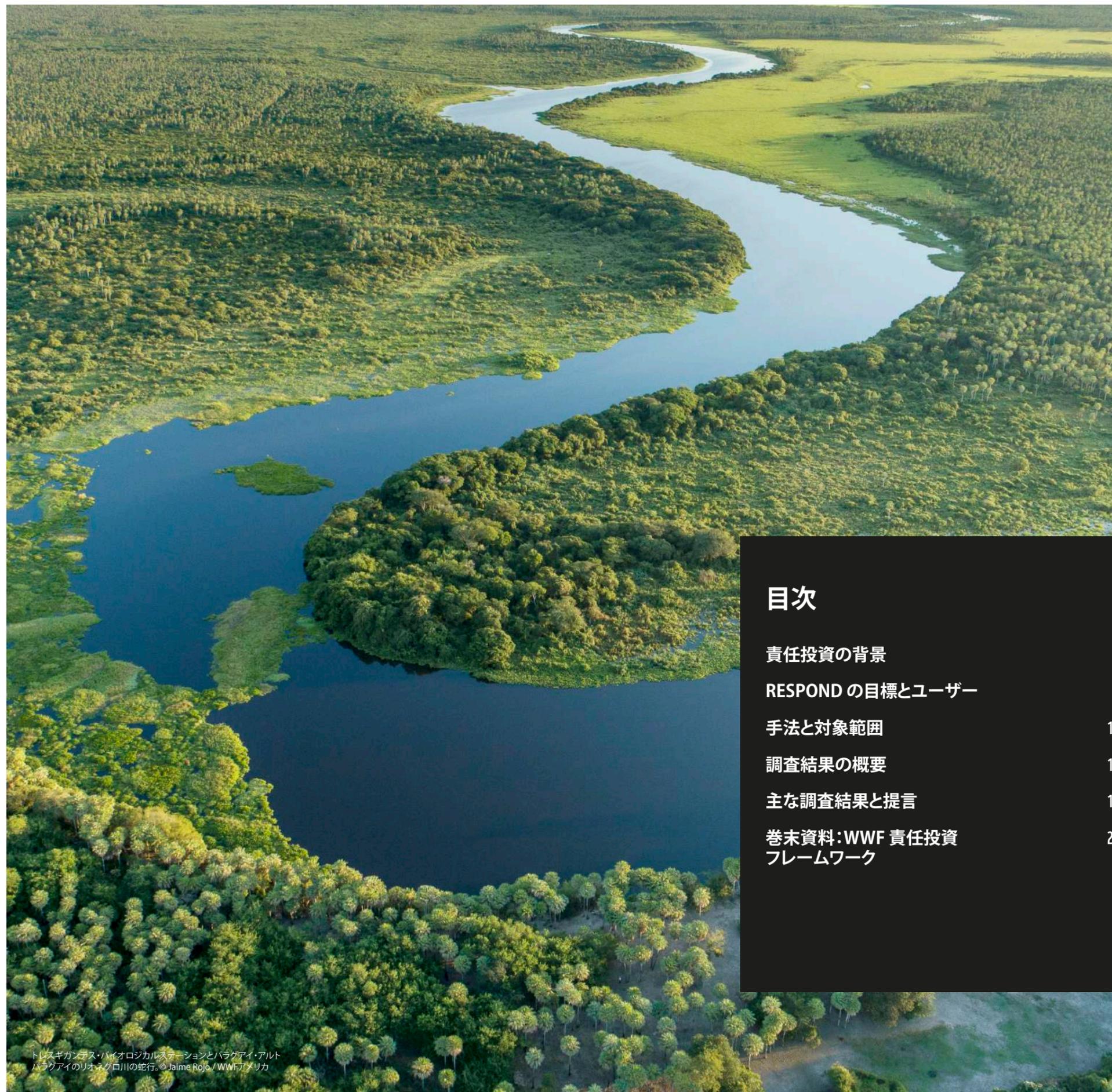
2022 年 1 月に WWF (世界自然保護基金) シンガポールにより発行。本報告書の全部または一部を複製する場合は必ず、報告書名を記し、著作権者として上述の発行者を明記すること。

表紙写真: コロンビア・アマゾン州ラチョレラのイガラパラナ川につながるアマゾン川の滝。

© Luis Barreto / WWF-UK

WWF は世界最大かつ最も経験豊かな環境保全団体の 1 つで、100 以上国以上で活動する世界的ネットワークであり、サポーターの数は 500 万人を超えます。WWF の使命は、地球の自然環境の悪化を食い止め、人類が自然と調和して生きることができる未来を築くことです。WWF は 10 年以上にわたり、金融部門と革新的な連携を通じて協力し、ESG (環境、社会、ガバナンス) のリスクと機会を金融の主流に統合し、世界的な持続可能な開発に関する課題を支援するために資金の流れを変えることを目指してきました。サステナブルファイナンス (持続可能な金融) の取り組みでは、WWF の環境保全における専門性に加え、持続可能性を推し進めるための主要テーマ (水、エネルギー、気候、食料など) における企業とのパートナーシップを活用しています。国際的にサステナブルファイナンスの最先端に立つ WWF は、欧州委員会 (EC) のサステナブルファイナンス・プラットフォーム (Platform on Sustainable Finance) や、グリーンボンドの国際規格の開発など、先導的な取り組みに直接的に貢献しています。また、世界最大規模のアセット・オーナーの一部とも直接連携をとり、投資ポートフォリオの脱炭素化に取り組んでいます。これにより、主要産業部門における投資・融資基準の強化、環境・社会リスクに関する知見やデータの提供、重大な研究不足の解消、サステナブルファイナンス商品のイノベーションの促進、サステナブルファイナンスに関する課題の前進に向けた主要ステークホルダーの招集を実現しています。

テキスト © WWF 2022



トレスギカンテス・ハイオロジカルステーションとバラクアイ・アルト  
バラクアイのリオネグロ川の蛇行。© Jaime Rojo / WWFアメリカ

<b>目次</b>	
<b>責任投資の背景</b>	4
<b>RESPOND の目標とユーザー</b>	8
<b>手法と対象範囲</b>	10
<b>調査結果の概要</b>	14
<b>主な調査結果と提言</b>	18
<b>巻末資料: WWF 責任投資フレームワーク</b>	28

# 責任投資の背景

ESG(環境、社会、ガバナンス)の概念は、数十年前までは主に願望的な概念であったが、程度はさまざまであるものの、国を超えて、官民の金融業界全体で、はるかに広く採用される手法・戦略に成長した。この背景の一つには、規制の枠組みが急速に整備され、それに伴って企業に対する商業的圧力が高まったこと、また、現在の気候状況の緊急性とそれに伴う財務収益へのリスクに対する認識が高まっていることがある。



世界の平均気温は、産業革命以前の水準より1.2°C上昇し、2100年までに2.4°Cまで上昇する可能性がある



UNFCCC COP26では、2050年までに1.5°Cの目標を達成するため、各国政府がより大きな政策転換とコミットメントを行うことにスポットライトが当てられた

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が2021年8月に発表した第6次評価報告書(第一弾)では、「人間の影響により大気、海洋、陸地が温暖化していることは明白」で、「少なくとも過去2000年で前例のない」速度で気候が温暖化し、その変化は地球のあらゆる部分に影響を与えていると明確に示している。世界の平均気温はすでに産業革命以前と比べて1.2°C上回っており、パリ協定に基づく気候変動対策の公約の実行に向けてより協調的な取り組みがなされない限り、2100年までに2.4°Cに上昇する可能性がある。

国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(UNFCCC COP26)は、例年に比べて記録的な出席率を示し、2050年までに世界が1.5°Cの目標に近付けるよう、各国政府におけるより大きな政策変更の実施とコミットメントの達成にスポットライトが当てられた。パリ協定のルールブックの完成、排出削減対策が講じられていない石炭火力の段階的廃止への取り組み、1.5°C目標を達成する上での自然の重要な役割の認識など、画期的な進展があった。とりわけ、気候変動の影響を受けやすい国々に対して年間1,000億米ドルの公的資金を提供するというパリ協定の約束を果たすよう、各国に求める声が高まったことは注目すべき動きである。グラスゴー気候協定の文言では、2025年までに適応のための公的資金が倍増すると見込んでいるものの、実施に関する詳細は今のところ欠けている。

金融界からは、国連気候アクション・ファイナンス特使兼COP26民間金融顧問のマーク・カーニー氏が、ネットゼロのためのグラスゴー金融同盟(GFANZ)の発足を発表し、金融機関におけるネットゼロへの既存の提携やイニシアチブを統合。合計130兆米ドルのネットゼロ目標達成に尽力している。GFANZの加盟機関は、支援政策に向けた積極的な取り組みと行動を通じて、2050年までに科学と統合したネットゼロ排出目標にポートフォリオを合わせることを約束している。

今回のRESPOND評価では、アジアを含む多くのアセット・マネジャーがネットゼロのコミットメントを開示し、気候目標達成に向けた信頼できる道筋として科学と統合した目標を採用しており、明るい変化の兆候が示されている。これが資産運用業界全体にプラスの影響を与え、ネットゼロへの集団的取り組みへの参加を促すとともに、投資先企業からのより透明性の高いESG開示や、金融データサービスプロバイダーからのESGデータの一貫性と可用性の向上に対する集合的需要の高まりへとつながることを願っている。また、アセット・マネジャーは、投資先企業との間で短期・中期気候目標を計画することで、自社のエンゲージメントの目標とネットゼロのコミットメントとの整合性を図ることができる。



GFANZの加盟機関は、2050年までに科学と統合したネットゼロ排出目標にポートフォリオを一致させることを約束



昆明宣言には、生物多様性戦略の策定、保全と持続可能性のための資金活用に関する重要な公約が含まれている

気候変動の問題と絡んでくるのが、自然の喪失による影響である。森林は、世界の陸生種の半分以上の生息地であり、16億人以上の生活を支え、世界の年間人為的CO2排出量の30%以上を吸収。世界の利用可能な淡水の75%以上は森林流域に由来している。しかし現在、世界では、スリランカとほぼ同じ大きさの600万ヘクタール近い森林が毎年森林伐採活動によって失われており、これは世界の温室効果ガス排出量の約15%を占めている。2020年の世界経済フォーラムの年次グローバルリスクレポートでは、生物多様性の喪失がグローバルリスクのトップ5に入り、その状況は2021年も続いている。気候変動への取り組みと同様に、政府は企業や金融部門とともに、資本の流れを自然への好影響へと導く上で重要な役割を担っている。

2021年11月の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)では、昆明宣言のもと、2022年までに2020年以降の生物多様性の世界的枠組みを採用するという加盟国間のコミットメントも称賛すべき前進の1つとなった。この宣言には、生物多様性の国家戦略をさらに発展させ、生物多様性の保全と持続可能な利用のために追加資金を活用することに関する他の重要なコミットメントも含まれている。昆明宣言に加えて、中国政府は、生物多様性の保護における途上国支援を目的とした新たな昆明生物多様性基金に2億3,300万米ドルを投入した。さらに、中国の金融機関36社と国際銀行および組織24社が、生物多様性保全の支援に向けて共同宣言を発表した。

金融部門において、自然が気候保全に不可欠な役割を担っているという認識が高まっていることを歓迎する一方で、自然喪失への懸念は依然として気候変動の懸念に比べると二の次となっている。自然喪失の問題は複雑であり、多様な景観や地理的位置が関係している。さらに、この問題の複雑性には、規制の施行が不十分であること、発展途上国の移行措置に割り当てられるリソースが限られていること、自然が財務実績に与える影響について金融機関が入手できる定量的な情報がないことなどの問題も含まれる。後者については、自然関連財務情報開示タスクフォースによる作業計画などのグローバルな

取り組みにより、自然の喪失と増加に関する指標とデータの開発および標準化が進められている。いずれは、生物多様性の喪失が投資対象資産にもたらす大きな影響を反映し、政策、投資、エンゲージメントの面で改善を進むものと期待している。

ESGを投資やリスク管理における重要な概念として認識し、そのような認識を文書化するための明確な指標とプロセスを設定することが重要である。同様に重要なのは、投資戦略や商品に関して透明性のある開示という形でアウトプットすることで、アセット・マネジャーのESGへの取り組みの完全性と説明責任を維持する必要があるということである。これは、金融商品におけるESG統合レベルに関して資産運用業界が国際的に標準化された開示を行うことで強化することができる。これにより、最終投資家がESG基準で完全かつ客観的にファンドを評価することが容易となる。

このため、EUのサステナブルファイナンス開示規則(SFDR)とそれに付随する規制技術基準は、2023年1月までの実施を目指し、EU金融機関全体およびEU域内の金融商品について、持続可能性の開示をどのように行うべきかという指針を定めるべく取り組んでいる。ESG統合レベルに応じて、ESG金融商品に(第6条、第8条、第9条の商品に)ラベリングするプロセスもSFDRの対象となる。また、SFDRの対象となるアセット・マネジャーは、投資ポートフォリオから(持続可能性リスクに関連する主な悪影響)を開示することが求められる。これは、ダブルマテリアリティの概念に基づき、アセット・マネジャーは、持続可能性リスクが投資プロセスとパフォーマンスにどのように影響するかを開示することに加え、投資利益による持続可能性への影響も開示することが求められるというものである。他の市場では、政策立案者は金融商品の持続可能性の開示を規制する必要性も認識している。アジアでは、ASEANが持続可能な金融のためのASEANタクソミーの第1版を発表。マレーシアは独自の気候変動と原則に基づくタクソミー(CCPT)を導入し、シンガポールは2020年に発表された銀行、保険会社、アセット・マネジャーのためのMAS環境リスク管理ガイドラインに続き、現在独自のグリーンタクソミーに組んでいる。



採用する基準を決定する際、アセット・マネジャーは投資家のグローバルな性質とその投資ポートフォリオを考慮する必要があります

さまざまな市場にわたってグリーンタクソノミーや持続可能性開示基準が作成されることで、開示要件も異なってくる。採用する基準を決定する際、アセット・マネジャーは投資家のグローバルな性質とその投資ポートフォリオを考慮する必要があるだろう。サステナビリティ開示の精査は、複数のステークホルダーグループからより国際的に広く支持されているガイドライン、特に自国よりも高い基準を適用しているガイドラインに従う必要があるだろう。

今年のRESPOND評価では、持続可能な投資と開示実践の進化に伴い、評価対象となったアセット・マネジャーから心強い進展が見られた。進化する持続可能性の実践を反映し、ネットゼロ目標を評価するための新しい指標を今年のフレームワークに追加。半数以上のアセット・マネジャーが2050年までにネットゼロを約束し、科学と整合した目標を採用し、生物多様性や水リスクなど他の環境リスクを投資とエンゲージメントのプロセスに具体的に取り入れていることがわかった。影響評価と報告のより新たな分野では、一部のアセット・マネジャーは、特定ファンドからの持続可能性の影響を評価および開示するプロセスを開始している。

今年は、RESPOND基準を満たしたアジアのアセット・マネジャーが10社追加された。重要なのは国連責任投資原則(PRI)の署名機関となったことである。欧州など他の市場と比較して、アジアの投資においては、比較的最近になってESGが目されるようになったことを考えると、アジアの運用会社がこのようなグローバルな持続可能性イニシアチブへの取り組みに尽力されていることは、大きな励みとなる。持続可能な投資に向けたこれらの前向きな進歩を認める一方で、アセット・マネジャーは、資本の流れに影響を与え、投資先企業を事業転換への関与を通してさらに前進し、気候や環境の現在の軌道と目標とのギャップを補う必要があると考える。RESPONDフレームワークが、定期的な更新とともに、今後もアセット・マネジャーや投資家にとって、持続可能な投資におけるガイドとしてお役立ていただけること願っている。

## 金融部門は、資本の流れを自然への好影響へと導く上で重要な役割を担っている



© Jürgen Freund / WWF

# RESPONDの目標とユーザー

RESPOND(自然を保護し脱炭素化を推進するレジリエントで持続可能なポートフォリオ)は、WWFシンガポールが開発した双方向のオンラインツールである。責任投資を行う際に科学と統合したアプローチを適用することにより、アセット・マネジャーがポートフォリオのレジリエンスを高め、低炭素で持続可能な未来に整合させるのを手助けすることを目的としている。このツールを使うことで、アセット・マネジャーがどのように責任投資を行っているかを調べ、この分野においてさらにリーダーシップをとる機会を把握できる。RESPONDはWWFのフレームワーク(巻末資料を参照)を基にしている。このフレームワークはベストプラクティスである責任投資の構造を描写したもので、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)と責任投資原則(PRI)の提言に合致したものである。

## アセット・マネジャーが強固な責任投資能力を構築することにより、RESPONDは以下を目指す。



資金の流れをパリ協定と持続可能な開発目標(SDGs)に整合させる動きを加速させる



現場でのプラスの影響と変化を押し進めながら、気候およびその他の自然資本リスクに対してレジリエント(強靱)なポートフォリオの構築を支援する



金融部門と実体経済の間に立つ主たる仲介機関であるアセット・マネジャーに、脱炭素化と持続可能な開発を推し進めたいというアセット・マネジャーの期待の高まりに応えられるような力を与える



## アセット・マネジャー(2022年レビューで分析対象外の機関も含む)が実行できる取り組み

- 自社の責任投資能力とTCFD/PRIの整合状況を調査し、改善できる分野を特定する
- ベストプラクティスを再確認し、責任投資において先進的な同業他社に比して自社の責任投資能力を高めるようにする
- 投資判断やエンゲージメント活動が、より持続可能な実務を取り入れビジネスモデルのレジリエンスを高めるといふ点で、ポートフォリオ企業にどのような影響を及ぼしているかを示す



## アセット・オーナーが実行できる取り組み

- 外部のマネジャーを評価し委託する際に、科学と統合した市民社会の視点でコンサルタントの評価を補完する
- (たとえば、気候や自然資本などESGリスクに対するポートフォリオのレジリエンスを最大化するように科学と統合した基準を盛り込むなど)外部のアセット・マネジャーの責任能力を高めるようにエンゲージメントを行う
- 投じた資本のスチュワードシップが、自社の価値観や受益者の価値観に整合するかどうかを把握する
- 規制当局と受益者の期待を受けた、より高水準の新たな基準を満たすため、社内のESGアプローチを洗練させる



## 金融規制当局と監督当局が実行できる取り組み

- 気候やその他のESGリスクの管理を改善するため、アセット・マネジャーを監視してエンゲージメントを行い、それによって金融部門のレジリエンスを高め受益者の保護を強化する
- アセット・マネジャーがフレームワークに沿って情報開示を行うよう促すことにより、持続可能性に関する資本市場の透明性を高める
- アセット・オーナーの委託に対してより良い対応を行えるよう、資産運用業界の適格性と競争力を向上させる方法を明確化する

# 手法と対象範囲

今年のRESPOND分析は、アセット・マネジャー40社の上場株式投資に関する英語の開示情報をWWFがレビューした結果に基づいたものである。

この分析の一環として、2020年PRI(責任投資原則)透明性報告書のほか、最新の年次レポート、サステナビリティレポート、責任投資報告書、公式な声明や方針、投資家向けプレゼンテーション、プレスリリース、および2021年10月31日までにアセット・マネジャーのウェブサイトに掲載されたその他の情報などの資料をレビューした。2021年PRI報告書は、新たな試験的な報告フレームワークの開発と立ち上げのため公開が遅れており、使用することができなかった。詳細については、PRIによるこちらのステートメントを参照のこと。

RESPONDでは、公表されている情報のみを利用することで、アセット・オーナーや規制当局などのステークホルダーが、ESGリスクおよび機会に対するアセット・マネジャーの対応を理解するために入手できる情報の水準を明確にしている。調査対象となった各アセット・マネジャーには、開示情報の分析結果を確認して意見を述べる機会が与えられている。

今年のRESPONDは、昨年調査対象とした欧州のアセット・マネジャー22社の分析結果を更新したほか、次の基準を満たすアジアのアセット・マネジャー18社に焦点を当てている。このように対象範囲を設けたことにより、欧州で責任投資を推進している主要各社とアジアのアセット・マネジャーの比較が可能になる。また、これにより、アジア全体における責任投資の可能性と実践との間に見られるギャップを特定し、急速な発展を促す上で重要なベンチマークを得ることができる。

## アジアのアセット・マネジャーの選択基準

	<p><b>運用資産残高(AUM)200億米ドル以上、アジアに本社を置く</b></p> <p>RESPONDは大手のアセット・マネジャーに焦点を当てているが、アジアのアセット・マネジャーに関するこの最低基準は、世界の他の同業他社と比較して、アジアの投資ポートフォリオの規模が一般的に小さいことを反映している。</p>
	<p><b>PRI署名機関</b></p> <p>RESPONDは、PRI署名機関となり、(他の公開情報源に加えて)PRI透明性報告書を通じて責任投資活動を毎年開示することで、すでに責任投資の道を歩んでいるアセット・マネジャーに焦点を当てている。</p>

2022年のレビューで調査対象となった欧州のアセット・マネジャーは、以下の基準を満たす。

## 欧州のアセット・マネジャーの選択基準

	<p><b>運用資産残高(AUM)2,000億米ドル以上、欧州に本社を置く</b></p> <p>これらのアセット・マネジャーは、サステナブルファイナンスに関する規制要件の増加による影響を最も強く受けるため、責任投資の方針やプロセス、実績の改善と開示に関する大きなプレッシャーに最も直面している。</p>
	<p><b>ESG分野でのリーダーシップ</b></p> <p>2018年または2019年に、PRI報告フレームワークの「責任投資に関する方針と体制(Strategy &amp; Governance)」または「上場株式(Listed Equity)」部門のいずれかでA+の格付けを取得したことを開示しているアセット・マネジャー。ESGをリードするこれらの企業は、気候変動にとどまらず広く環境問題に取り組み、ESGリスクおよび機会への対応に最先端の科学と統合したアプローチを採用することで、責任投資の導入をさらに推し進め、他の機関に道筋を示すことができる立場にある。</p>
	<p><b>アジアでの存在感</b></p> <p>アジアは、気候変動と自然資本のリスクに、他の地域と比較して特にさらされている。企業や金融部門のより積極的な行動を促すため、ESG分野でのリーダーシップが特に必要とされている。</p>

# 2022年レビューの調査対象アセット・マネジャー

対象総運用  
資産残高 (AUM):  
**21.9**  
**兆米ドル**



手法についての詳細は、  
**RESPOND** オンラインツールを参照。

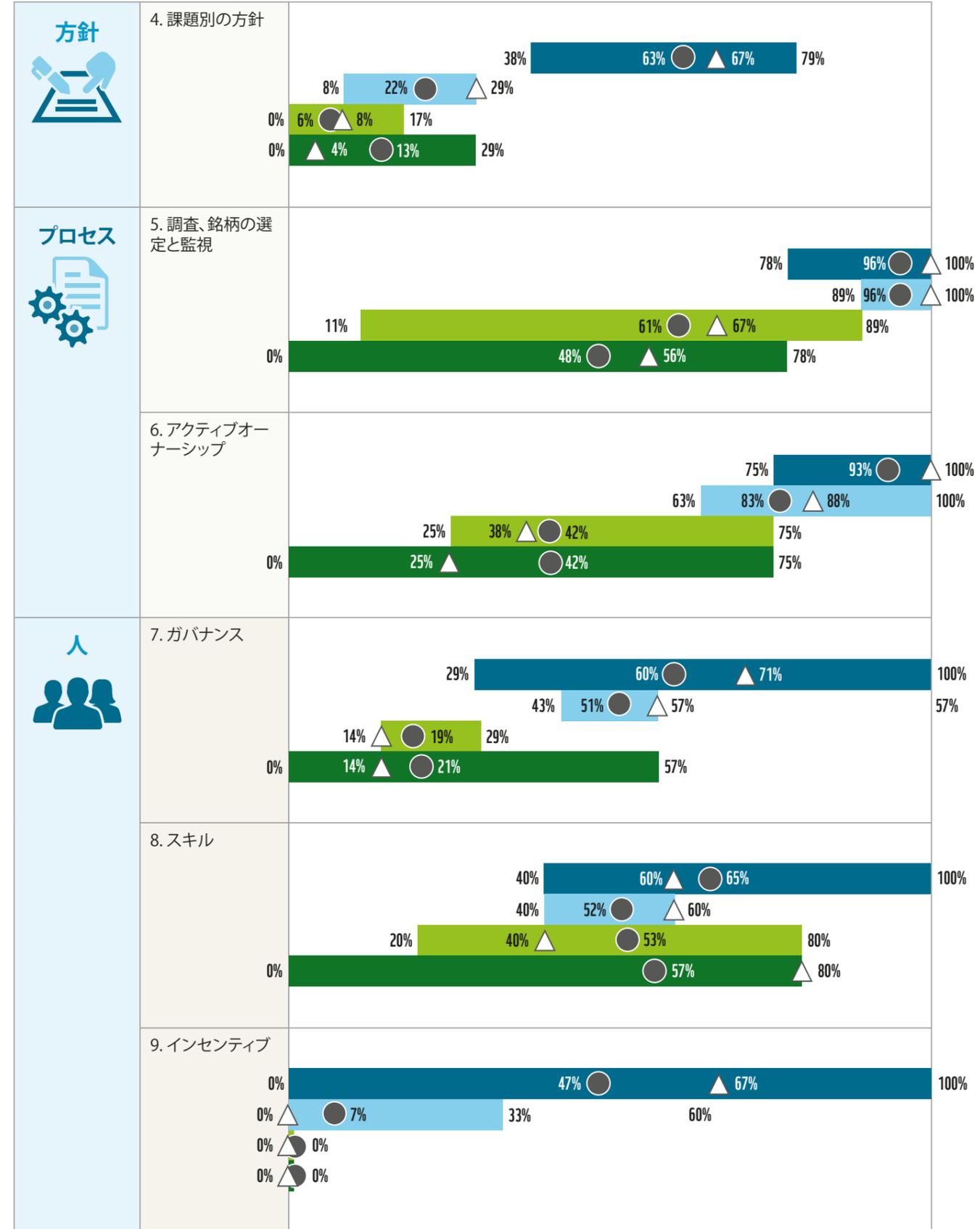
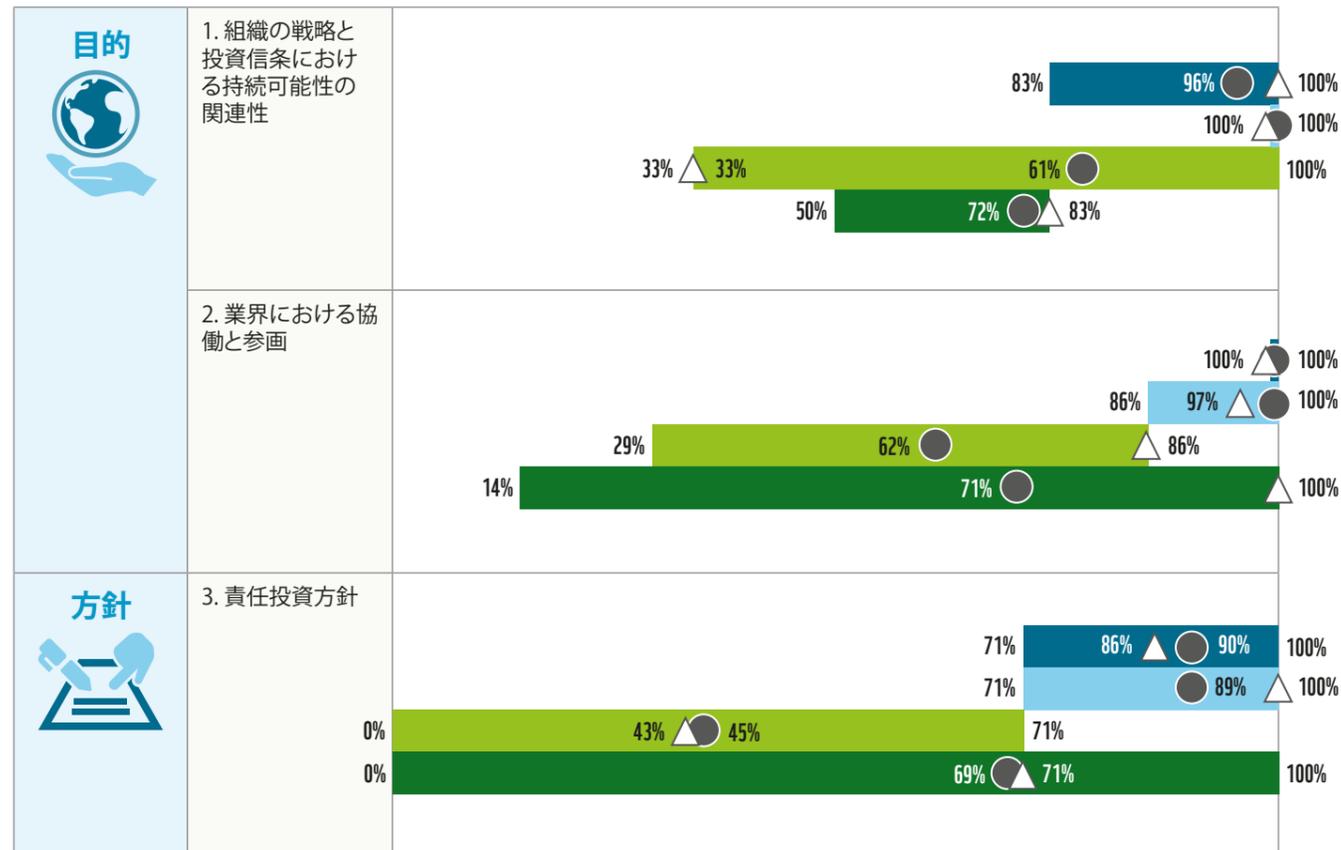


# 調査結果の概要

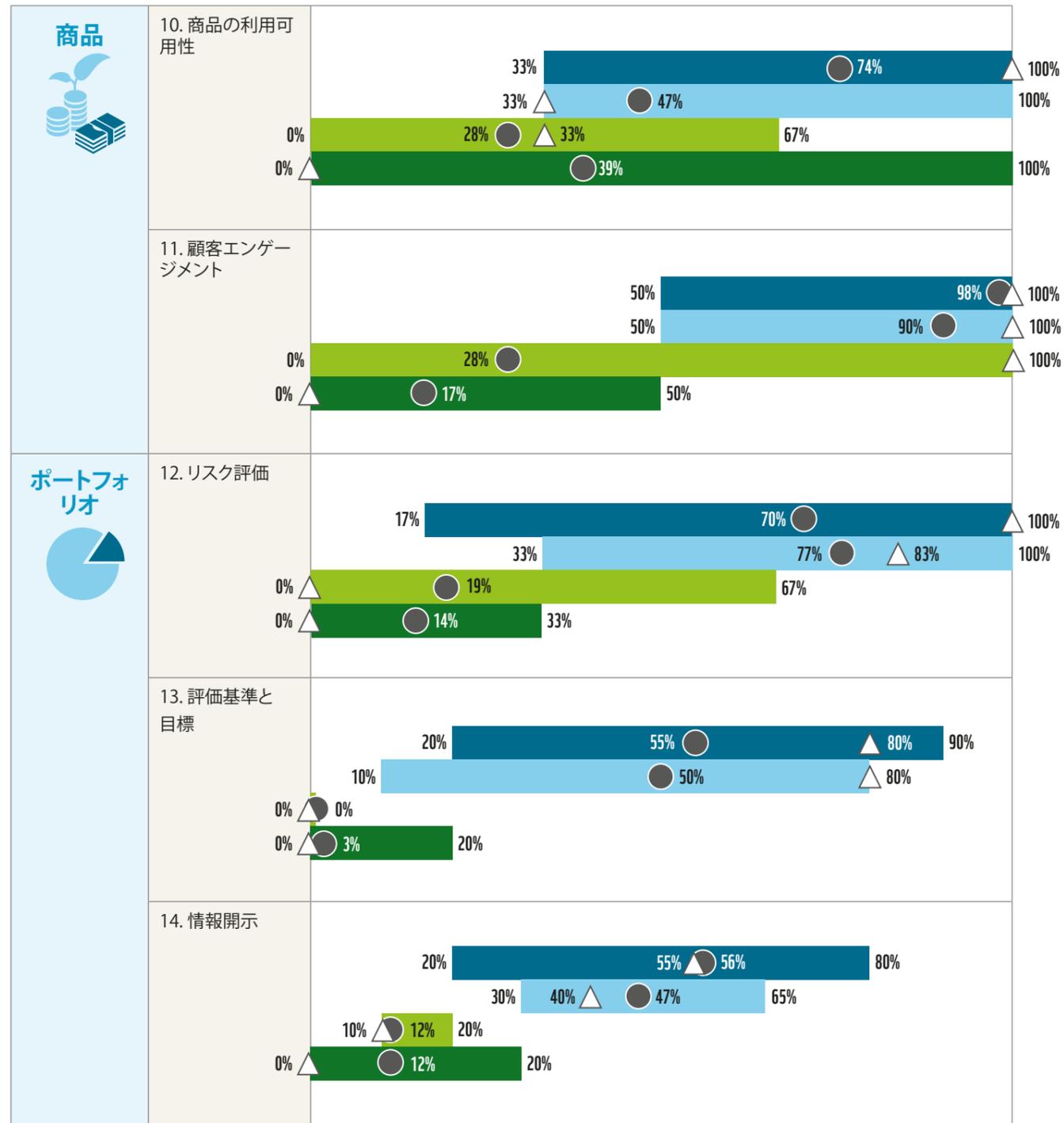
以表のパーセンテージは、それぞれの地域の各指標カテゴリーにおける、アセット・マネジャーの最高点、最低点、平均点、モード(最頻値)を示している。平均すると、2022年のRESPONDレビュー調査対象のアセット・マネジャー40社は、RESPONDフレームワーク基準の58%を満たしている。これは前年の総合スコア64%を下回っているが、その要因としては、より高度な指標を導入したことと、既存アセット・マネジャーと比べてESG統合の初期段階にある中国、インド、シンガポールのアジアのアセット・マネジャー10社がRESPONDパネルに新たに加わったことが一因となっていると考えられる。責任投資については、平均スコアでは引き続き欧州のアセット・マネジャーがリードしているが、ほとんどの指標で日本との差は前年より縮まっている。RESPOND開始以来初めて、日本のアセット・マネジャーの平均スコアは、「組織の戦略における持続可能性の関連性に関する指標」1.1、「リスク評価に関する指標」6.1において、欧州のアセット・マネジャーの平均値を上回った。日本のアセット・マネジャーによるこのような改善は、一定期間を経ると、新規参入者による持続可能な投資へのESG統合の水準が、より確立されたプレーヤーと同等の水準まで引き上げられる可能性があることを示す非常に前向きな兆候であると考えられる。他のアジア市場でも同様の傾向がみられるようになることが期待される。

図1 - 調査結果の概要: 指標ごとの範囲と平均

凡例: 青: 欧州 水色: 日本 黄緑: 中国 緑: アジア (日本・中国を除く)  
●丸: 平均値 ▲三角: モード



凡例： 青：欧州 水色：日本 黄緑：中国 緑：アジア(日本・中国を除く)  
 ●丸：平均値 △三角：モード



森林は、世界の半分以上の陸生種の生息地であり、16億人の生活を支え、CO<sub>2</sub>排出量の30%を吸収し、淡水の75%以上を供給している



# 主な調査結果と提言

## 調査結果1: 大多数において基本的な責任投資慣行が実施されている

<b>目的</b> 	組織の戦略と投資信条における持続可能性の関連性	今年の調査対象である40のアセット・マネジャー(以下、AM)すべてが、持続可能性に関する自社の信条について公開し、投資パフォーマンスはESG要素の影響を受ける可能性があることを認識している。
	組織の戦略と投資信条における持続可能性の関連性	AM 25社が、コミュニティや市民社会を含むさまざまなステークホルダーグループとの関わりに加えて、ステークホルダーグループのリストと各グループのエンゲージメントについてのプロセスも開示している。このうち、8社はアジアのAMである。
	業界における協働と参画	AM 37社が、TCFDの提言を公式に支持している。この内訳は、欧州22社、アジア15社(18社中)である。
	業界における協働と参画	多くのアセット・マネジャー(33社)が、公共政策の介入に関与または支援している。しかし、そうしたアジアのAMの割合(61%)は、欧州のAMの割合(100%)と比べ遅れている。
<b>方針</b> 	責任投資方針	ほとんどすべてのAM(38社)が、責任投資方針または投資方針において同等のセクションを策定している。ほぼ同数のAM(37社)が投票方針とエンゲージメント方針を策定している。
<b>プロセス</b> 	調査、銘柄の選定と監視	AMの大多数(35社)が調査を実施し、銘柄選定やポートフォリオ構築などの投資プロセスに組み込まれる世界的および地域のESGトレンドを特定している。
<b>人</b> 	ガバナンス	AM 39社が、組織内で責任投資を監視および実施する責任者を定めている。これら39社のうち、38社のAMが、専任の責任投資の専門家を置いている。これら38社のうち16社はアジア企業であることは、非常に明るい傾向である。

<b>ポートフォリオ</b> 	リスク評価	欧州のAM 16社(81%)が、自社のファンドまたはポートフォリオの気候に関するリスク評価を実施しているが、アジアのAMで同様のリスク評価を実施しているのは4社(22%)のみである。
	情報開示	欧州のAM 20社(90%)がTCFDレポートを公表しているが、アジアのAMは6社(33%)にとどまっている。とはいえ、これは前年統計の欧州のAM 15社とアジアのAM 3社と比較して遜色ない数値である。

## 提言

- ほぼすべてのアセット・マネジャーが責任投資プロセスを専用の方針において文書化しているが、エンゲージメントのプロセス、特に、投資先企業や顧客だけでなく、各ステークホルダーグループ(政策立案者、NGO、市民コミュニティ、業界団体など)がどのように関わっているかに関するプロセスの文書化と開示も同程度に重要視されることが望まれる。
- 金融システムにおける持続可能性政策の導入と効果を高めるには、投資コミュニティと規制当局の間の緊密なコミュニケーションが重要な役割を果たすだろう。そのため、アセット・マネジャーには、特にアジア地域内で、公的政策立案者とのエンゲージメントをさらに進めていくことを推奨する。
- 大多数のアセット・マネジャーがTCFD提言を公式に支持するという積極的な一歩を踏み出したことは好意的な進展である。アセット・マネジャー(特にアジアのアセット・マネジャー)が次の段階へと進め、TCFDレポートを毎年公表し、気候変動への取り組みのプロセスと進捗状況を文書化することを推奨する。
- 気候リスクが企業の収益性と評価に現実的かつ具体的なリスクをもたらす可能性があるという認識が高まっていることを踏まえ、アセット・マネジャーは、ESGをテーマとする一部のファンドだけでなく、すべてのファンドにおいて気候関連リスク評価を投資分析プロセスに組み込むよう取り組むべきである。
- 投資ポートフォリオが環境に及ぼす影響について、より完全で透明性の高い情報開示がさらに求められる中、これに応じて、アセット・マネジャーは、特定ファンドにとどまらず自社ファンドすべてのポートフォリオ全体を網羅するよう炭素排出量の報告を拡大することを目指す必要がある。

## 調査結果2: 課題別の方針をさらに取り入れていく必要がある

方針	課題別の方針	
		<p>ほとんどすべてのAM(36社)が、気候変動が投資の意思決定に組み込まれていることを示す方針または声明を定めている。その一方、海洋と海洋資源の持続可能な利用に関する方針または声明を定めているのは5分の1(8社)のみである。しかしながら、海洋の持続可能な利用に関する方針や声明を定めているAMの約半数(3社)がアジア企業であることは明らかな傾向である。</p>
		<p>その他の課題別方針については、25のAMが水リスクに関する方針または声明を定めており、26のAMが森林破壊と生物多様性の喪失に関する方針または声明を定めている。その大多数が欧州のAMであり、いずれかの方針または声明を定めているアジアのAMは5社にとどまる。</p> <p>労働基準に関する方針または声明を定めているAMは32社で、そのうちの約3分の1(10社)はアジア企業である。これに続き、人権に関する方針または声明を定めているAMは29社で、そのうちアジア企業は4分の1(7社)にとどまっている。</p>

## 提言

- アセット・マネジャーは、気候変動以外についても課題別の方針を取り入れることを検討する必要がある。国際的な枠組みと規制当局は、気候変動に関する現在の問題との相関性を考慮し、生物多様性や海洋資源など他の環境リスクについても引き続き重視を強めている。
- アセット・マネジャーは、課題別のリスクについて、発表における一般的な声明としてではなく、実際の方針内で、そのようなリスクが投資およびポートフォリオの監視プロセスにどのように組み込まれるかに関する明確な説明とともに取り扱うべきである。

## 調査結果3: アセット・マネジャーは、すべてのポートフォリオ企業に対する明確な期待を開示する必要がある

方針	課題別の方針	
		<p>AMの情報開示の多くは、すべてのポートフォリオ企業がTCFD提言に準拠すること、あるいは科学と整合した目標を設定することへの明確な期待を提示するには至っていない。前者については、アジアの1社を含む9社のAMのみがそのような期待を提示している。後者については、2社のみがそのような期待を提示している。</p>
		<p>ポートフォリオ企業が森林破壊と生物多様性の喪失に対処するための認証を取得することや、関連する持続可能性基準をサポートすることに期待しているのは、欧州のAM 9社のみである。</p> <p>海洋と海洋資源の持続可能な利用への対処について期待しているのは、欧州のAM 1社のみである。</p>

## 提言

- 気候変動に関して、アセット・マネジャーは、TCFD提言と科学と整合した目標の採用について、開示資料の中で明確な言葉を使用してポートフォリオ企業への明確な期待を伝えることを示す必要がある。同様に、人権と労働者の権利の分野に関しても、アセット・マネジャーは、ポートフォリオ企業が国連グローバル・コンパクトと国際労働機関の基本条約によって設定された基準を遵守することへの期待について、より明確な言葉で示す必要がある。
- 生物多様性の喪失、森林破壊、水リスク、海洋の持続可能な利用、労働基準、人権リスクなど、他のESGリスクに対処するためのプロセスが広く採用されていることを踏まえて、アセット・マネジャーは、投資先企業が必要な認証を取得し、事業に関連する国際的に認知された持続可能性基準を採用するよう積極的に促す最初の一步を踏み出すことができる。しかし今後は、気候リスクにとどまらない持続可能性リスクに関する情報開示と測定基準の標準化の動きが拡大するに伴い、アセット・マネジャーは、これらの環境リスクに関してポートフォリオ企業への期待を明確に表明するようになるべきである。

## 調査結果4:エンゲージメントと議決権行使のプロセスと活動の開示に改善の余地があると同時に、エンゲージメントに関する期限を定めた目標が欠如している

 <p>プロセス</p>	アクティブオーナーシップ	<p>大多数のAM(37社)がエンゲージメント方針を定めており、過去1年間にESG課題について投資先企業とエンゲージメントを行っている(33社)。しかし、ESG関連の期待を満たしていない投資先企業に対して期限付き目標を設定するプロセスを文書化しているAMは、半数未満(15社)である。</p>
 <p>方針</p>	責任投資方針	
 <p>プロセス</p>	アクティブオーナーシップ	<p>大多数のAM(38社)が、エンゲージメントにおいて課題や企業の優先順位をどのように決定しているかを開示している。また、同数のAMが、エンゲージメントが失敗した場合のエスカレーション手順も開示している。しかし、これらのAMの約3分の2(22社)のみが、ESG課題別のエンゲージメント活動を開示しており、エンゲージメント全体の進捗状況を評価および開示しているのはさらに少数(7社)にとどまっている。後者2つの指標については、アジアのAMで開示しているのはわずか3社(すべて日本)である。</p>
 <p>ポートフォリオ</p>	情報開示	<p>3分の2強のAM(27社)が、議決権行使の記録を完全に開示している。これら27社のうち、アジア企業は6社のみである。</p>
		<p>これとは別に、ESG関連ソリューションへの投票の根拠を共有しているAMは全体の約半数(22社)にとどまっている。</p>

## 提言

- アセット・マネジャーは、投資先企業のESG目標達成について、明確に定義された計画内で期限を設定する必要がある。期限を設けることで、投資先企業とアセット・マネジャーの両者において、気候に関するそれぞれの目標とコミットメントの達成の手助けになるとともに、すべてのアセット・マネジャーにとって、エンゲージメントの進捗状況を評価および報告しやすくなる。
- アセット・マネジャーは、エンゲージメントを環境、社会、ガバナンスの категорияに分類することで、参加するエンゲージメント活動の種類の開示レベルを向上させる必要がある。
- アセット・マネジャーは、議決権行使の開示についての透明性水準向上のために、ESG関連の議決権行使の根拠を開示すると同時に、可能な場合は議決権行使の記録を開示する必要がある。

## 調査結果5:ESG研修の実施状況は役職によって異なる。KPIとインセンティブは改善の余地あり

 <p>人</p>	スキル	<p>AMの70%(28社)は、ポートフォリオ・マネジャーに対して研修を行っている。一方、上級管理職(7社)と取締役(8社)に対して研修を行っている企業は、わずか20%程度であった。</p>
	インセンティブ	<p>前年と同様、従業員の業績評価への持続可能性指標の採用は、まだ広く行われていない。採用しているAMは14社で、そのうちアジアのAMはわずか1社のみである。</p> <p>取締役および上級管理職の報酬と持続可能性基準の関連付けについては、さらに低い数値となっている。常務取締役の報酬に持続可能性を考慮する要件が含まれるのは欧州6社のAMのみである。一方、欧州のAM 12社が、上級管理職やポートフォリオ・マネジャーの固定報酬または変動報酬が持続可能性基準と関連付けられていることを開示した。</p>

## 提言

- アセット・マネジャーは、取締役および上級管理職向けにESG課題に関する研修を実施する必要がある。企業の上級職(意思決定者/戦略推進者)は、さまざまなESG課題やビジネスリスクについて十分に理解することが重要である。これにより、より優れた戦略計画とリスク管理が可能になる。理想的には、このような研修は義務化されるべきである。
- 投資スタッフと上級管理職の業績評価、および取締役会の報酬基準にESG考慮事項を取り入れ、全レベルにおけるESG目標と執行部門との整合性を確保する必要がある。

## 調査結果6:半数以上のアセット・マネジャーがネットゼロの目標に取り組んでいるが、これらの目標に対する取締役会の監督を含めるためにさらなる行動の余地がある。

	評価基準と目標 (2022年の新指標に基づく)	2050年までにネットゼロを達成することを約束しているAMは、全体の半数強(23社)である。しかし、そのような熱意を持つアジアのAMの割合は、欧州のAMよりも著しく低い。ネットゼロを約束している23社のAMのうち、アジア企業はわずか3社のみである。
		分析対象のすべてのAMのうち、少なくとも12社が短期目標とマイルストーンを設定し、そのうち10社はネットゼロ達成への取り組みに直接関係している。12社のうち、アジアのAMは2社のみである。
	ガバナンス (2021年の新指標に基づく)	2050年までにネットゼロを達成することを約束しているAMの約3分の1は、この目標に対して取締役会レベルの責任を定めている。これらのAMは、すべて欧州企業である。

## 提言

- グローバルなアセット・マネジャーにおいては、すべての執行部門の利害を一致させるために、気候関連目標に対する取締役会レベルの説明責任がますます重要視されている。取締役会の関与をESGのコミットメントと目標にまだ盛り込んでいないアセット・マネジャーにとって、この点はさらなる検討と実施が必要となる分野である。
- 2050年に向けた気候目標の増加に伴い、アセット・マネジャーは、長期的なコミットメントを実現するための明確な計画を示すために、短期的目標(3~5年)も含める必要がある。これは、説明責任と透明性の促進にもつながるものである。
- 2050年までにネットゼロ達成を約束するアセット・マネジャーが増えていることは明らかな傾向である。より多くのアセット・マネジャーや他の金融機関が2050年までにネットゼロ達成の目標を掲げ、その実現に取り組む中、まだそのような約束をしていないアセット・マネジャーは、特に厳しいESG基準を設けている機関投資家に関して、潜在的な評判リスクや競争上の不利益を減らすために、必要な措置を講じる必要がある。さらに、アセット・マネジャーは、そのようなコミットメントが信頼でき、かつ最新の気候科学と確実に整合するよう措置を講じ、これらのコミットメントの適用範囲をポートフォリオ全体に拡大することを目指す必要がある。

## 調査結果7:科学と整合したツールの使用はアセット・マネジャーの間で広まっているが、科学と整合した目標設定は、あまり広く採用されていない。

	調査、銘柄の選定と監視	投資先企業のリスクや事業機会を評価するために科学と整合したツールを採用しているAMは、分析対象の半数強(23社)であった。このうち、アジアのAMは4社のみである。
	リスク評価	1.5°Cシナリオに沿った脱炭素戦略をとっているAMは、全体の約3分の1(14社)のみ。この14社のうち、3社がアジア企業で、残りは欧州企業である。

## 提言

- アセット・マネジャーは、1.5°Cシナリオを確実に達成するために、信頼性が高く、説明責任を果たし、かつ世界的に認知されている形で、最新の科学と整合した目標を設定する必要がある。科学と整合した目標を達成するための重要なステップは、投資先企業の持続可能性への影響と持続可能性リスクを評価する際に、科学と整合したツールと方法論を採用することであろう。リスク評価において科学と整合したツールを使用することは、まだそのようなプロセスに着手していないアセット・マネジャーにとって、さらなる発展が期待される分野である。
- アセット・マネジャーは、科学と整合したツールの使用を開始するよう、投資先企業に対する期待を伝えるべきである。

## 調査結果8:アセット・マネジャーは、インパクト評価の報告と情報開示についてさらに多くのことを行うことができる

	指標と目標	<p>全AMの半数以上(欧州20社、残り5社は日本)が、少なくとも選定したファンドについてカーボンフットプリントを計算して開示している。これら25社のうち、10社はポートフォリオレベルで行っている。</p> <p>ポートフォリオ全体で投資が自然資本に及ぼす影響を測定するために、炭素以外の指標を用いるAMの数が前年の0社から2社に改善されたことはよい傾向といえる。その他AM 11社が個別ファンドレベルでそのような取り組みをしており、うち1社はアジアのAMとなっている。</p>
	情報開示	<p>現在、投資の成果やインパクトについて開示しているAMは13社のみにとどまっている。これには、アジアのAM 1社が含まれる。</p> <p>ただし、投資の成果やインパクトの開示は、13社いずれもファンドレベルの投資にとどまっている。情報公開は、SDGsへの貢献についての文脈で行われることが最も一般的である。</p> <p>ESGの統合がファンドのパフォーマンスに及ぼす影響を測定・報告している欧州のAMは5社にとどまっている。これは、除外することでファンドに対してプラスの財務的影響を与えられることを示すために、ポートフォリオのバックテストを通して実施できる。</p> <p>上場ファンドのESGパフォーマンスを開示しているのは全AMの約4分の1(12社)で、アジアのAMはない。これは、ファンドのファクトシートに開示されているESG格付けを通して実施される。</p> <p>ただし、12社のうち、ポートフォリオレベルで実施しているAMは1社にとどまっている。残りのAMは、持続可能性関連ファンドのESG格付けのみを開示している。</p> <p>温暖化を1.5°C未満に抑える取り組みの進捗状況を年間ベースで開示しているAMは4社のみ。これには、アジアのAM 1社が含まれる。ただし、これは当フレームワークで分析した全AMが対象ではなく、ネットゼロに取り組んでいるAMの割合として見る必要がある。</p>

## 提言

- 主流投資とエンゲージメントすべてにおいてESGに関する考慮事項を完全に統合するという必要性の高まりに応え、ESGをテーマとした商品だけでなく、理想的にはアセット・マネジャーが運用するすべてのファンドについてESGパフォーマンスの開示が増えるべきであろう。
- 現在、投資ポートフォリオからの環境インパクトに関する開示スコアは特に低くなっている。2022年中盤の完成が見込まれるSFDRに基づく開示要件の詳細に先立ち、そのような情報開示のレベルと範囲を向上させるための措置を講じることをアセット・マネジャーに対して提言する。
- 温室効果ガスの排出に加えて他の環境リスクがますます重要になっていることを考慮すると、アセット・マネジャーは自然資本への投資のインパクトを測定するために非炭素指標も採用する必要がある。このような指標として、水リスクや森林破壊、人権侵害によるインパクトの測定が挙げられる。

## 責任投資における次の開発分野

責任投資の実践は世界的に勢いを増している。ESGファクターを投資マネジメント分野に統合するプロセスに関して比較的新しいマーケットにおいてでさえ、近年その認知度と採用ペースが高まっている。WWFが評価した日本とシンガポールのアセット・マネジャーの多くは、持続可能な投資慣行について昨今の進展を受け入れ、それに応じてESGに対する自社の方針と慣行を調整しようと努めている。

すべてのアセット・マネジャーは、ESG採用の段階に関係なく、責任投資の未開拓分野の拡大を支援できる。特に以下を実行できる。

- ESGをテーマにしたファンドだけでなく、運用する全ファンドを通じた主流ESGの統合と情報開示。
- 金融エコシステムにおいて拡大している学際的なグローバルネットワーク(Glasgow Financial Alliance for Net Zeroなど)を通し、金融構造と投資市場ダイナミクスの絶え間ない進化を考慮に入れつつ、金融商品の持続可能性に関するデータおよび情報開示範囲の基準を打ち立てるために協働およびエンゲージメントを行う。
- 水陸の自然および生物多様性に対するインパクトの測定および報告するための科学と整合した方法論と指標を、Science-Based Targets Networkなど既存のフレームワークを参考にしながらさらに発展させるために協働する。
- 持続可能なビジネス移行への投資が、社会的にインクルーシブであることで本当の意味で持続可能となるように、既存の環境リスク管理フレームワークや投資方法論、スチュワードシッププロセスに社会的インパクトをさらに組み込む。
- 金融セクター内でのESG関連テーマを推進する共同ステートメントを活用するために、特にアジアにおける文脈で、業界全体の共同イニシアチブを通してさらにエンゲージメントを深める。アセット・マネジャーは、既存の連携に参加したり、そのような連携が存在しない場合は新たな共同エンゲージメントを開始したりできる。

# 巻末資料：WWF責任投資フレームワーク

\*色付きの項目は、新たな指標を示す

目的		
1. 組織の戦略および投資信条における持続可能性の重要性	1.	アセット・マネジャー(以下、AM)は、自社の投資信念等において、持続可能性やESGに関する考えを公式に表明しているか?
	2.	AMは、持続可能性やESG要因が投資パフォーマンスや収益目標、リスク管理に影響することを公式に認めているか?
	3.	AMは、気候変動がビジネスや社会に長期的なリスクをもたらすことを公式に認めているか?
	4.	AMは、自然環境の損失がビジネスや社会に長期的なリスクをもたらすことを公式に認めているか?
	5.	AMは、SDGsに言及しているか?
	6.	AMは、地域社会や市民社会を含むステークホルダーとのエンゲージメントを実施し、エンゲージメントの対象とするステークホルダーグループの一覧を開示しているか?
2. 業界における協働と参画	7.	AMは、責任投資原則(PRI)に署名しているか?
	8.	AMは、自社が事業を行う地域で、各国のステュワードシップ・コードに署名しているか?また、ICGNグローバル・ステュワードシップ原則に賛同しているか?
	9.	AMは、インベスター・アジェンダに賛同しているか?また、クライメート・アクション100+(Climate Action 100+)やCDPのノンディスクロージャー・キャンペーンに参画しているか?
	10.	AMは、気候変動に関するアセット・オーナーグループ(IIGCC)や気候変動に関するアジア投資家グループ(AIGCC)、国連環境計画・金融イニシアチブ(UNEP FI)、CDP、持続可能なブルーエコノミーファイナンス原則などの共同イニシアチブに参画しているか?
	11.	AMは、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言を公式に支持しているか?
	12.	AMは、ソートリーダーシップや各種活動、調査を通じて啓発を促すことで、持続可能性やESGの行動計画を進めているか?
	13.	AMは、持続可能な経済への移行を促す公共政策による介入を支持しているか?または、それらに対応しているか?(例:カーボンプライシング、上場企業に対するESG開示の義務化など)

方針		
3. 責任投資方針	14.	AMは、責任投資方針を定めている、あるいは投資方針に同等の項目を設けているか?
	15.	当該の方針は、すべての上場株式ファンドおよび地域を網羅しているか?
	16.	AMは、自社の責任投資方針の見直しを定期的実施しているか?
	17a	AMは、自社のエンゲージメントに関する方針や指針を開示しているか?
	17b	AMのエンゲージメント方針には、政策立案者とのエンゲージメントについて、および組織としての影響力と金融の持続可能性に取り組む立場との整合性をどのように保つかについてのガイダンス(ガイドライン)が含まれているか?
	18.	AMは、自社の議決権代理行使に関する方針や指針を開示しているか?
4. 課題別の方針	19.	AMは、関連する各国版ステュワードシップ・コードの適用状況を説明しているか?
	20a	AMは、気候変動を投資判断に組み込んでいることを明記する方針またはステートメントを定めているか?
	20b	AMは、すべての投資先企業に対して、TCFD提言に沿った情報開示を求めているか?
	20c	AMは、すべての投資先企業に対して、科学と整合した目標(SBT)の設定を求めているか?
	20d	AMの議決権行使に関する方針には、気候関連の課題に対してどのように議決権を行使するかが明記されているか?
	21a	AMは、水関連リスクを投資判断に組み込んでいることを明記する方針またはステートメントを定めているか?
	21b	AMは、すべての企業に対して、自社の水関連リスクを把握し、ウォーター・ステュワードシップを実践することを求めているか?
	21c	AMの議決権行使に関する方針には、水関連リスクの課題に対してどのように議決権を行使するかが明記されているか?
	22a	AMは、森林破壊や生物多様性の損失を投資判断に組み込んでいることを明記する方針またはステートメントを定めているか?
	22b	AMは、すべての企業に対して、森林破壊や生物多様性の損失に取り組むためのマルチステークホルダーによる持続可能性基準(例:ASC、MSC、RSPO、FSC、SuReなど)の認証を受ける、あるいはそうした基準を支持することを求めているか?
	22c	AMの議決権行使に関する方針には、森林破壊や生物多様性の課題に対してどのように議決権を行使するかが明記されているか?

23a	AMは、海洋と海洋資源の持続可能な利用を投資判断に組み込んでいることを明記する方針またはステートメントを定めているか？
23b	AMは、すべての投資先企業に対して、海洋と海洋資源の持続可能な利用を確実に実施するためのマルチステークホルダーによる持続可能性基準(例:ASC、MSC、SuReなど)の認証を受ける、あるいはそうした基準を支持することを求めているか？
23c	AMの議決権行使に関する方針には、海洋と海洋資源の持続可能な利用に関連する課題に対してどのように議決権を行使するかが明記されているか？
24a	AMは、労働基準を投資判断に組み込んでいることを明記する方針またはステートメントを定めているか？
24b	AMは、すべての投資先企業に対して、国際労働機関(ILO)の基本条約に定められる国際労働基準を順守することを求めているか？
24c	AMは、すべての投資先企業に対して、経営陣や取締役会における多様性の向上に取り組むよう求めているか(例:ジェンダー)？
24d	AMの議決権行使に関する方針には、労働関連の課題に対してどのように議決権を行使するかが明記されているか？
25a	AMは、人権を投資判断に組み込んでいることを明記する方針またはステートメントを定めているか？
25b	AMは、すべての投資先企業に対して、国連グローバル・コンパクトに賛同することを求めているか？
25c	AMの議決権行使に関する方針には、人権関連の課題に対してどのように議決権を行使するかが明記されているか？
26a	AMは、リスク/インパクトが大きいセクターに対して、当該セクターに特化した方針を開示しているか？
26b	AMは、化石燃料セクターへの投資を含むセクター方針を開示しているか？
27.	AMは、特定の課題、セクター、企業に対する投資除外方針を開示しているか？
28.	AMは、投資対象から除外した企業名を開示しているか？

プロセス			
5. 調査、銘柄の選定と監視	29.	AMは、世界的および地域のESGトレンドを調査しているか？またそれらを投資プロセスにどのように適応させていけるか特定しているか？	
	30.	AMは、ESGデータや調査の情報源を開示しているか？	
	31.	AMは、ESG課題やESG基準に照らしたスクリーニングを適用しているか？	
	32.	AMのESG分析に基づいて、銘柄の選定やポートフォリオの構築プロセスにおける定量的な調整(企業価値やポートフォリオ構成比率の調整)が行われているか？	
	33.	AMは、科学に整合したツールや方法論、基準を用いて、投資先企業のリスクや機会を評価しているか？	
	34.	AMは、企業に対して、ESG課題の評価と報告を求めているか？	
	35.	AMは、投資先企業のESGパフォーマンスを積極的に監視し、審査しているか？	
	36.	AMは、投資先企業のESGパフォーマンスを監視するための主要指標を定めているか(例:温室効果ガス排出量、水消費量、研修時間、サプライチェーンの監査)？	
	37.	AMは、自社の責任投資の方針およびプロセスの監査を定期的実施しているか？	
	38.	企業が期待を下回っている場合、AMは、期待を満たすための期限付きの行動計画を要求する措置を取るよう努めているか？	
	6. アクティブオーナーシップ(積極的な株主行動)	39.	AMは、直近の報告年度中に、ESG課題(例:気候変動、水関連リスク、森林破壊・生物多様性の損失、労働権、人権)について企業とエンゲージメントを実施したか？
		40.	AMは、エンゲージメントの対象とする課題や企業の優先順位をどのように付けているかを開示しているか？
		41.	AMは、エンゲージメントの結果を投資判断プロセスに取り入れているか？
		42.	AMは、直近の報告年度中に、ESG課題に関する共同エンゲージメントに参加したか？
43.		AMは、参加している協働エンゲージメントにおける自社の役割を開示しているか？	
44.		エンゲージメントがうまくいかない場合に、エスカレーション(さらに踏み込んだ措置の実施)を行う体制ができていないか(例:株主決議、投資撤退)？	
45.		AMは、直近の報告年度中にESG決議に賛成票を投じたか？	

## 人

7. ガバナンス	46.	AMは、責任投資を監督し、実施する責任の所在を明示しているか？
	47.	責任投資に対して、取締役会レベルの責任が割り当てられているか？
	48a	気候リスクに対して、取締役会レベルの責任が割り当てられているか？例えば、気候リスク管理は取締役会の責務に含まれているか？
	48b	AMが2050年までにネットゼロを達成するよう取り組んでいる場合、脱炭素目標の進捗を追跡する責任は取締役会に割り当てられているか？
	49.	取締役会の指名委員会に対する付託条項(ToR)や、新任役員を任命する際に適用される基準に、持続可能性を考慮するための要件が含まれているか？
	50.	取締役会の監査委員会に対する付託条項(ToR)や適用基準に、持続可能性を考慮するための要件が含まれているか？
	51.	AMは、取締役会／最高幹部レベルや資産運用責任者／投資チームにおける多様性の向上に向けた取り組みを実施しているか(例:ジェンダー)？
8. スキル	52.	AMは、社内の職員から、または専門家によるスチュワードシップ・サービスを通じて、専任の責任投資担当者を配置しているか？
	53.	ESG担当チームは、ポートフォリオの見直し／投資委員会で役割を担っているか？
	54.	AMは、資産運用責任者に対して、ESGに関する研修を実施しているか？
	55.	AMは、最高幹部(例:投資委員会、CEO:最高経営責任者、CIO:最高投資責任者)に対して、ESGに関する研修を実施しているか？
	56.	AMは、取締役に対して、ESGに関する研修を実施しているか？
9. インセンティブ	57.	常務取締役の報酬方針に適用される方針に、持続可能性を考慮するための要件が含まれているか？
	58.	重要業績評価指標(KPI)やその他の職員業績指標にESG指標が含まれているか？
	59.	最高幹部や資産運用責任者の確定報酬または変動報酬はESGに連動しているか？

## 商品

10. 商品の利用可能性	60.	AMは、特定のESG項目(例:気候変動、森林破壊、水、人権)に着目した上場株式ファンドを提供している、あるいはベスト・イン・クラス方式によるスクリーニングを適用しているか？
	61.	AMは、ESG商品に投資された運用資産残高の比率を開示しているか？
	62.	AMは、ESGを統合したパフォーマンス・ベンチマーク(パッシブ運用におけるESGインデックス・トラッキングを含む)を利用しているか？
11. 顧客エンゲージメント	63.	AMは、責任投資アプローチや責任投資商品の優先度について、顧客と協議しているか？
	64.	AMは、顧客報告書にESG情報を含めているか？

## ポートフォリオ

12. リスク評価	65.	AMは、自社のポートフォリオに対するESGリスクを常に評価しているか？
	66.	AMは、ポートフォリオレベルで、気候リスク評価やシナリオ分析(例:PACTA)を実施しているか？
	67.	AMは、実施したシナリオ分析について、選定したシナリオや、特定されたリスクに対して講じた措置など、重要な要点を開示しているか？
13. 評価基準と目標	68.	AMは、ポートフォリオレベルで、カーボンフットプリントや二酸化炭素排出原単位を算出し、開示しているか？
	69.	AMは、自社のポートフォリオのESGインパクトを評価し、管理する際に用いる、炭素以外の指標と目標を開示しているか(例:水関連リスク、森林破壊、人権など)？
	70.	AMは、温暖化を1.5°C未満に抑える世界的な取り組みに沿って、2050年までに炭素排出量ネットゼロを達成するよう取り組んでいるか？
	71.	AMは、脱炭素について科学と整合した目標を設定しており、自社の活動について過剰な二酸化炭素除去技術に頼らずに温暖化を1.5°C未満に抑制する、つまり2030年までに約50%の二酸化炭素を世界的に低減する必要があるというシナリオに基づいて調整しているか？
	72.	AMは短期目標とマイルストーンの組み合わせを設定しているか？

14. 情報開示	73.	AMは、少なくとも年に一回、責任投資の取り組みについて報告を行っているか？
	74.	AMは、TCFDに関する報告書を公表している、あるいは自社の情報開示をTCFD提言に沿ったものとしているか？
	75.	AMは、環境・社会課題別にエンゲージメント活動(エンゲージメントの回数)を集計して開示しているか？
	76.	AMは、すべてのエンゲージメントについて、進展状況を評価し、開示しているか？
	77.	AMは、議決権行使の全記録を開示しているか？
	78.	AMは、ESG関連の決議に対する議決権行使の論理的根拠を共有しているか？
	79.	AMは、投資の成果やインパクトについて開示しているか(例:SDGs別)？
	80.	AMは、ファンドの運用成果へのESGの統合によるインパクトを測定し、報告しているか？
	81.	AMは、自社のファンドのESGパフォーマンスを開示しているか？
	82.	AMは、温暖化を1.5°C未満に抑える取り組みの進捗状況を少なくとも年に1回開示しているか？

RESPONDは、アセット・マネジャーがポートフォリオの回復力を向上させ、低炭素で持続可能な未来を実現することを支援。



WWFは、自然を守り、  
世界の生命多様性  
に対する最も差し迫っ  
た脅威を低減するこ  
とを使命とします。

アマゾンの森(コロンビア/アマ) / ナス県ラチャョレラ © Luis Barreto / WWF-UK



Working to sustain the natural  
world for the benefit of people  
and wildlife.

together possible™ panda.org

© 2022

再生紙100%

© 1986 Panda symbol WWF - World Wide Fund for Nature (Formerly World Wildlife Fund)  
® "WWF" is a WWF Registered Trademark. WWF, Avenue du Mont-Bland,  
1196 Gland, Switzerland. 電話: +41 22 364 9111. Fax: +41 22 364 0332.

お問い合わせ先および詳細情報につきましては、当会の国際ウェブサイトをご覧ください。  
[www.panda.org](http://www.panda.org)